

# アカウンタビリティの論拠に関する一考察

## A study of accountability

石原 明

Akira ISHIHARA

億績経営理舎株式会社 Kisekikeieirisha Co.,Ltd.

**Abstract** Along with the expansion of the scope of stakeholders, it is a remarkable trend that accountability becomes heavy burden for a person required to provide information. Considering the relationship between diverse stakeholders who have the right to request information and a person required to provide information, we will uncover the concept of accountability. It became apparent that acknowledgement of diverse stakeholders is indispensable for companies.

**キーワード** アカウンタビリティ、ステークホルダー、権利、義務

### 1. はじめに

ステークホルダーの対象範囲の拡がりとともに、アカウンタビリティが情報提供義務を負う者にとって重くのしかかる傾向が顕著である。こうした中、そもそもアカウンタビリティとはいかなるものであるのかが、十分に説明されているとはいえず、本稿では、情報要求の権利を有する多様なステークホルダーと情報提供義務を負う者との関係性に留意しながら、アカウンタビリティ概念を明らかにしていく。

### 2. 規範概念と説明概念としてのアカウンタビリティ

アカウンタビリティ概念は、古くから論じられてきたが、これを巡っては、多様な理論が錯綜し議論が必ずしもかみ合っていないと考えられる。アカウンタビリティは理論であると同時に、社会秩序の維持のための実践としての側面を合わせ持ち、理論としての側面と実践としての側面が同時に進行していることから、その本質を明らかにすることは困難をきわめてきたのである。アカウンタビリティをめぐる議論は、アカウンタビリティに対するアプローチの方法とこれによって規定されるアカウンタビリティの内容から成る。

アカウンタビリティへの理論的接近方法には、記述的アプローチと規範的アプローチがある。この2つのアプローチは、明確に区別される場合もあるが、分離されずに論じられることもある。アカウンタビリティの実践としての側面であるが、これは理論面の解明よりもさらに困難な状況となる。アカウンタビリティは、それを行う義務を負う者とその履行を

要求する権利を有する者の間に存在することから、人間と人間の間を規定する実践現象であり、力関係をぬきに語ることはできない。さらに、ここに集団の問題も介在し、問題は一層複雑となる。

アカウンタビリティを記述的に説明すると、アカウンタビリティは、一般的に、「それを履行する義務を負う者とその履行による利益を享受する権利をもつ者との、ふたつの相対する関係から生じるもの」とされている。このように概念設定されたアカウンタビリティは、「ある情報が公表されるべきか否かを判断する基準を提供することで、その具体的な内容を規定する」のである。

このように記述的アプローチによると、アカウンタビリティは受託責任概念とされ、これが法的責任を超えるのか、その範囲内に止まるのかが論じられることとなる。アカウンタビリティ概念が多様に論じられるのは、このような規範的価値観に依存するからである。ここで確認しておくべきことは、説明概念としてのアカウンタビリティと規範概念としてのアカウンタビリティを二分法的に理解するのではなく、規範は、説明概念の根拠として機能し、また、説明概念の累積は規範を構築するという、規範概念と説明概念の密接な関係性の存在である。すなわち、アカウンタビリティは、規範概念と説明概念と言う複合性を有するものである。

### 3. アカウンタビリティ拡充論と限定論

アカウンタビリティを規範的に規定する議論としては、アカウンタビリティ拡充論とアカウンタビリティ限定論がある。アカウンタビリティ拡充論は、社会的アカウンタビリティや環境アカウンタビリティ

イの論者によるものである。その主な論拠は、社会を問題とする場合には、「所有」概念を離れてこれを行うことは無意味であり、「所有」概念にフィードバックしながらアカウントビリティ領域の拡充を論じることが必要であるとする。アカウントビリティ限定論は、アカウントビリティの無制限な拡充は、企業に情報操作の余地を与えるため好ましくなく、アカウントビリティは法的範囲に限定すべきであるとするものであり、社会的厚生観点からそのコストの吟味を抜きにしたアカウントビリティの拡充に反対するという効用最大化に基礎をおく経済学的なものである。

アカウントビリティ限定論は、企業の情報操作の余地を論拠するに止まり、また、効用最大化に基礎をおくというその仮定自体の問題点から説得力の高いものとはなっていないのが現状であるが、アカウントビリティ拡充論については、英国でのパブリックアカウントビリティ論に関する議論を発端に、社会的アカウントビリティ論としての議論が蓄積されてきており、これらを検討することでアカウントビリティ拡充論の持つ意味を明らかにしていく。

#### 4. パブリックアカウントビリティ論

英国のパブリックアカウントビリティに関する議論は、「コーポレート・レポート」を契機に始まった。1975年にディスカッション・ペーパーとして公表された「コーポレート・レポート」は、パブリックアカウントビリティという概念を導入することで、合理的な権利を持つ利害関係者を、従来から重視してきた投資家グループと債権者グループ、従業員グループ、アナリスト・アドバイザー・グループ、取引先グループ、政府、一般大衆までに広げた。これは、アカウントビリティ概念の拡充であり、パブリックアカウントビリティ概念の成立と考えられる。ここでは、企業を取り巻く多様なステークホルダーに対して、単なる財務的・経済的・金銭的預託関係を受託関係として捉えるだけでなく、非財務的責任の履行が求められる。ここで、ステークホルダーとは、企業・行政・NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者を指す。

「コーポレート・レポート」を支える基本哲学は、パブリックアカウントビリティであり、公に報告はすることは人的・物的資源を支配するその規模の観点から重要であるとみなされ、その活動の結果が社会全体に対して経済関係を有する全ての経済的組織体に義務となる責任であるとしている。公に報告する責任は、法制度による義務とは区別され、それよりも広いものとみなされており、それは経済組織体が演じている共同社会の中での人的・物的資源の保管的な役割から生ずるとするのである。

「コーポレート・レポート」の公表後1年間は、

これに対する産業界からの反応が皆無であった。この沈黙の背後には、従来からのアカウントビリティを超えるアカウントビリティの範囲拡大という義務に対する抵抗であった。「コーポレート・レポート」に対する理論的な側面での批判もある。これを代表する Tricker の批判は、利害関係者に対する一般的あるいはパブリックアカウントビリティという概念は見せ掛けの要求を満たすためのものであるというものである。アカウントビリティには、権力を行使する可能性に基づくアカウントビリティを要求する権利との特定、かつ、限定的な関係が含意されるべきものであるというのである。「コーポレート・レポート」において採用されている概念アプローチは、このような問題を有しながらも、パブリックアカウントビリティ論の議論の発端となった。

#### 5. ステークホルダーの多様化

ステークホルダーは、「主要な」ものと「第二義的な」ものに分けられるとされるが、主要なステークホルダーとして、株主、従業員、債権者、供給業者、小売業者、顧客、競争相手企業が挙げられ、第二義的なステークホルダーとして、地域共同体、政府地方自治体、外国政府、社会活動団体、メディア、ビジネス調査機関、一般社会が挙げられている。ここで、主要なステークホルダーは、組織への潜在的な脅威圧力を持ち、円滑な企業活動に対して支障をきたさせる虞があるものとされ、第二義的なステークホルダーは、組織との潜在的な協働関係を有し、円滑な企業活動に促進的に作用するものとされる。

今日、この第二義的なステークホルダーの重要性が相対的に向上したのとなっている。企業は、従来から重視してきた主要なステークホルダーに加えて、第二義的なステークホルダーをも視野に入れる必要があるのである。ここに、ステークホルダーを「主要な」ものと「第二義的な」ものに区分する是非が問われなければならないが、本稿では、これをステークホルダーの多様化と捉えて以下の議論を進めていく。企業の業種、業態、企業理念等により企業毎に、これを取り巻くステークホルダーの重要性が異なるという認識のもと、ステークホルダーの多様化という概念を提示したのである。Daft も指摘するように、所有者、従業員、顧客、債権者、地域住民、供給業者、政府といったステークホルダーは、企業に求めるものの判断基準が相違しており、多様なステークホルダーの存在を認識することが企業には不可欠なのである。

#### 6. アカウントビリティ概念の論拠

「コーポレート・レポート」を契機に始まったパブリックアカウントビリティ論も、多様なステークホルダーの視点を欠いており、今日においては大き

な欠陥を有していると言わざるを得ない。パブリックアカウントビリティ論は、アカウントビリティの対象範囲を多様なステークホルダーとした点では大きな意義を有するものであるが、その対象範囲の拡がりに対して社会的な合意を得ることができなかった。ここでは、アカウントビリティの対象範囲の拡がり、単に、情報提供義務を拡大したものの理解に止まっており、多様なステークホルダーとアカウントビリティの拡充の関係性が説明されていなかったのである。

アカウントビリティの実践面での複雑性は、情報提供義務を負う者と情報要求の権利を有する者の力関係、さらには、これを取り巻く集団の問題も介在することによる。アカウントビリティの履行が主体間の力関係によることは、情報のバルネラビリティから説明される。情報のバルネラビリティは、情報を提供することによって、情報提供義務を負う者が攻撃されやすくなることで、アカウントビリティに対する見返りあるいは保護がない状況下で、アカウントビリティをすることは、アカウントビリティ以前の力関係を前提とする限り、情報提供者側の力を相対的に低下させ、情報要求の権利を有する者の力を増大させることを意味する。

このようにアカウントビリティは、情報提供義務を負う者と情報要求の権利を有する者の間の力関係を前提に議論されなければならない。それゆえ、アカウントビリティは、情報提供義務を負う者と情報要求の権利を有する者とは異なる方向で作用する。情報提供義務を負う者と情報要求の権利を有する者の間で情報がやり取りされる場合、情報提供義務を負う者にとってアカウントビリティは義務であり、情報要求の権利を有する者にとってアカウントビリティは権利を意味する概念である。アカウントビリティ関係の確立時においては、アカウントビリティは、情報要求の権利を有する者にとっては情報提供義務を負う者に対する能動的な概念であり、情報提供義務を負う者にとっては受動的な概念として作用する。しかし、実際にアカウントビリティを履行する時点においては、情報提供義務を負う者はアカウントビリティを履行するという能動的な行為者であり、情報要求の権利を有する者はその行為に対して受動的な立場にある。情報提供義務を負う者と情報要求の権利を有する者の立場がアカウントビリティ関係の確立時とその履行時とで逆転するのであるここにアカウントビリティの実践面での複雑性が存するのである。

アカウントビリティを巡る議論では、この複雑な情報提供義務を負う者と情報要求の権利を有する者の関係性に対して、法的概念であれ、規範的概念であれ、何らかのアカウントビリティを所与のこととして理論展開を行うが、この実践面での複雑性とい

う本質は見過ごされることが多い。アカウントビリティは、情報提供義務を負う者と情報要求の権利を有する者の力関係を規定するある種政治的な問題であり、アカウントビリティを課すことは、情報提供義務を負う者の権力を制限すると同時に情報要求の権利を有する者の権力を増大させることにほかならず、情報提供義務を負う者はそれへの対抗として自己を正統化するよう努めるのである。この権力とアカウントビリティの交錯とそこから生じる複合的現象がアカウントビリティ問題の本質であるとされるのである。

情報提供義務を負う者がアカウントビリティの履行時に目標とする自己の社会的な正統化に関しては、正統性理論によって説明される。正統性理論によれば企業が社会で存在するためには、社会の中で是認される行動規範にしたがっていることを示すことによって正統性を確保しなければならないが、アカウントビリティの履行は、まさに企業の正統性を社会に対して説明する手段として理解できるのである。このように理解すれば、情報提供義務を負う者にとって義務的かつ受動的な概念であったアカウントビリティに対して、彼らが能動的に対処する途を理論的に示すことができるわけであるが、自己の正統化の範囲が社会的な価値観や行動規範と合致しているかどうかは、再び情報要求の権利を有する者を含めた社会の批判を仰がなければならない。

## 7. 課題

本稿では、多様なステークホルダーというアカウントビリティの対象範囲の拡がりに対して、社会的な合意を得る理論を提示するに至っていない。社会に対するアカウントビリティの論拠を明らかにする上でこの点が課題である。今後、研究を継続していきたい。

## 参考文献

- 1) Frederick.W.,Davis,K.,Post,J.(1988) Business and Society : Corporate Strategy,Public Policy,Ethics,McGraw-Hill Intenal Editions.pp78-80.
- 2) 北村敬子(1993)「会計環境の変化と財務報告の課題」< 会計第 143 巻第 1 号>PP. 114.
- 3) 國部克彦(1999)「社会と環境の会計学」中央経済社 pp. 117-120.
- 4) Richard L.Daft(2000) Organization Theory and Design South-WesternCollegePublishing nsinati,OH.pp.69-70.
- 5) Rob.Gray, Dave.Owen and Keith Maunders(1987) Corporate Social Reporting : Accounting and Accountability, Prentice-Hal, 山上達人監訳(1992)「企業の社会報告—会計とアカウントビリティ」白桃書房 pp. 67-68.
- 6) Tricker,R.I.(1983) Corporate Responsibility、Institutional Governance and the Roles of Accounting Standards pp.38.

- 7) 山上達人、菊谷正人(1995)「環境会計の現状と課題」同文館 pp. 12-15.
- 8) 山上達人(1999)「環境会計入門」白桃書房 pp. 82-88.